

石川県公報

令和 8 年 9 月 24 日
第 1 3 9 4 4 号（木曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次	
告 示	
○土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定 (環境政策課)	1
○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の 指定 (同)	3
○地方税共同機構に行わせる特定収納事務 (出 納 室)	5
公 告	
○特定調達契約に係る入札公告 (地域医療政策課)	5
○入札公告 (少子化対策監室)	7
○入札公告 (警 察 本 部)	8

告 示

石川県告示第303号

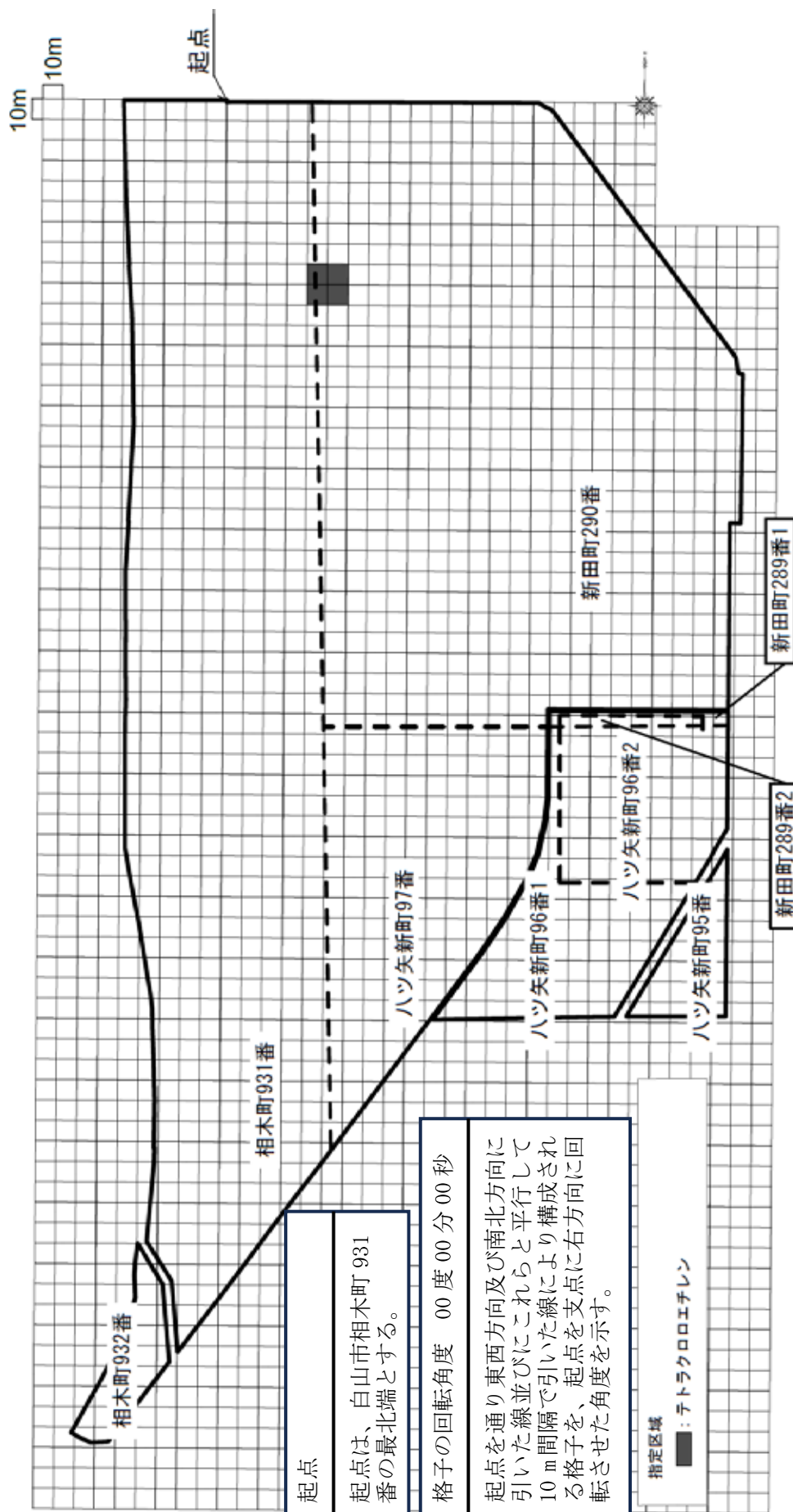
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 1 項の規定により、同条第 4 項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）として、次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

- 要措置区域
白山市新田町290番の一部及び相木町931番の一部（別図のとおり）
- 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 要措置区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



起点

起点は、白山市相木町 931 番の最北端とする。

格子の回転角度 00 度 00 分 00 秒

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10 m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

石川県告示第304号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定により、同条第 2 項に規定する形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

令和 8 年 9 月 24 日

石川県知事 山 野 之 義

1 形質変更時要届出区域

白山市新田町290番の一部、八ツ矢新町97番の一部及び相木町931番の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) 六価クロム化合物

(2) 鉛及びその化合物

3 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

